

NaVi information

No.64
2016.7

特集

特定非営利活動促進法(NPO法)改正

特定非営利活動促進法の一部を改正する法律案が国会で可決されました。【平成28年6月7日公布】

このたびの改正ポイントをまとめましたので、ご確認ください。

※運用が決まりましたら、「NaVi」等で情報発信していきますので、今後の情報にご注意ください。
公布から1年以内と定められている施行日については、現在、平成29年4月1日で調整中です。

NPO法全般に関する変更ポイント



- ① 認証申請の縦覧期間が2カ月から1カ月に短縮され、またインターネットによる公表が可能になります。(施行:公布から1年以内)
⇒設立認証や定款変更の手続きが早くなります。
施行日前後に認証申請を考えている場合は特にご注意ください。
- ② 貸借対照表の公告をしなければならなくなります。(施行:公布から2年6カ月以内)
⇒電子公告をすることもできます。運用が決まり次第、お知らせしていきます。
これに関連し、資産の総額の登記が不要になります。
- ③ 内閣府のポータルサイトを活用した積極的な情報の公表《努力義務》(施行:公布の日から)
⇒これまでもNPO法人のデータベースとして運用されてきましたが、ポータルサイトを活用した積極的な情報の公表を行うこととされました。
(ポータルサイトのURLが変更となります。HP等にリンクをされている場合はご連絡ください。)
- ④ 事業報告書を備え置く期間が3年から5年に延長されます。(施行:公布から1年以内)
⇒これまで以上に、適切な文書管理に努めてください。

認定NPO・仮認定NPO法人に関する変更ポイント (施行:公布から1年以内)

- ① 海外送金に関する書類の所轄庁への事前提出が不要になります。
- ② 役員報酬規定等の備え置き期間が5年に延長されます。
- ③ 「仮認定」の名称が「特例認定」に変わります。

今回のNPO法改正において、ポータルサイトを利用した積極的な情報の公表《努力義務》や貸借対照表の公告をしなければならないなど、NPO法人の一層の情報公開が求められています。

NPO法においては、きちんと活動していることを法人自ら情報を開示し、その内容をもって信用を積み重ねるといった考え方があるためです。

そのため、第三者が見たときに分かりやすい書類作成に努めてください。

NPO法人は、事業年度終了後3か月以内に**事業報告書、活動計算書、(計算書類の注記)、貸借対照表、財産目録、役員名簿及び10名以上の社員名簿**を所轄庁に提出しなければなりません。

この中で、慣れない方が特に戸惑うのが、**活動計算書、貸借対照表**です。

今回、書類の作成ポイントをまとめました。



活動計算書ってどんなもの？

収益と費用及び損失を明らかにして、1会計年度分を集計しNPO法人の活動実績を表します。

収益………会費・事業収益のように組織活動を通じて資産が増加した原因を表す。

費用及び損失…事業費、管理費など資産が減少した原因を表す。



例

活動計算書

活動計算書
 ××年××月××日から××年××月××日まで
 特定非営利活動法人〇〇〇〇
 (単位：円)

科目	金額	
① I 経常収益		
1. 受取会費	750,000	
2. 受取寄附金	290,000	
3. その他収益	10,000	
経常収益計		1,050,000
② II 経常費用		
1. 事業費		
(1) 人件費		
臨時雇賃金	200,000	
人件費計	200,000	
(2) その他経費		
旅費交通費	300,000	
通信運搬費	100,000	
その他経費計	400,000	
事業費計		600,000
2. 管理費		
(1) 人件費		
人件費計	0	
(2) その他経費		
印刷製本費	150,000	
通信運搬費	110,000	
減価償却費	50,000	
雑費	50,000	
その他経費計	360,000	
管理費計		360,000
経常費用計		960,000
③ 当期正味財産増減額		90,000
前期繰越正味財産額		450,000
④ 次期繰越正味財産額		540,000

活動計算書作成のポイント



① 経常収益の部

「受取会費」「受取寄附金」「受取助成金等」「事業収益」「その他収益」の5項目に区分(該当なければ記載不要)

② 経常費用の部

「事業費」と「管理費」に区分し、さらにそれぞれを「人件費」と「その他経費」に区分

③ 当期正味財産増減額

「収益」－「費用」

④ 次期繰越正味財産額

「当期正味財産増減額」＋「前期繰越正味財産額」

●「その他の事業」がある場合

「特定非営利活動に係る事業」と「その他事業」を区分して記載する必要があります。



貸借対照表で何がわかる？

年度末時点でのNPO法人の資産、負債、正味財産の有高を表します。
 年度会計(活動計算書)だけではわからない、団体の財政状態がわかります。

資産……法人がもつ財産

- ①流動資産(1年以内に現金化することができる流動性のある資産)
 例)預金、現金、未収金
- ②固定資産(長期にわたり保有する資産)
 例)建物、機械(パソコン、車両)、土地

負債……法人が将来支払わなければならない債務

- ①流動負債(1年以内に支払わなければならない債務)
 例)短期借入金、買掛金、未払金、預り金
- ②固定負債(1年以後に支払わなければならない債務)
 例)長期借入金

正味財産……「資産－負債」で算出。

例えば、財産は預金と不動産で5千万円でも、借金が3千万円あれば、正味の財産は2千万円

※財産目録と貸借対照表は何が違うの？

貸借対照表には「普通預金」と書かれているものを、財産目録では「〇〇銀行△△支店 ××円」のように記載します。財産目録は貸借対照表の内訳明細書といえます。



注記は活動計算書、貸借対照表を補足する重要な書類です。わかりやすい書類作成に努めてください。

例

注記

事業別損益の状況		計算書類の注記			
科目	A事業費	B事業費	事業部門計	管理部門	合計
I 経常収益					
1. 受取会費					
2. 受取寄附金					
3. その他収益					
経常収益計					
II 経常費用					
(1)人件費					
.....					
人件費計					
(2)その他経費					
.....					
その他経費計					
経常費用計					
当期経常増減額					

例

貸借対照表

貸借対照表
 ××年××月××日現在
 特定非営利活動法人〇〇〇〇
 (単位：円)

科目	金額	
① I 資産の部		
1. 流動資産		
現金預金	300,000	
流動資産合計		300,000
2. 固定資産		
有形固定資産		
什器備品	250,000	
固定資産合計		250,000
資産合計		550,000
II 負債の部		
1. 流動負債		
流動負債合計		2,000
2. 固定負債		
固定負債合計		8,000
負債合計		10,000
III 正味財産の部		
前期繰越正味財産		450,000
当期正味財産増減額		90,000
正味財産合計		540,000
負債及び正味財産合計		550,000

貸借対照表作成のポイント

- ①「資産の部」「負債の部」「正味財産の部」の3つに区分
- ②「資産合計」＝「負債及び正味財産合計」
 (負債合計＋正味財産合計)
- ③「正味財産合計」＝「前期繰越正味財産」
 ＋「当期正味財産増減額」

活動計算書の「次期繰越正味財産額」と貸借対照表の「正味財産合計」の額が一致

県内NPO活動紹介

平成27年度
県民社会貢献活動功労者知事奨励賞

We Can 運動教室

概要

連絡先: 福井市春日町130
T E L: (090)4683-9779
E-mail: mjinjin.9779@ark.ocn.ne.jp

運動するって楽しい!

子どもの声为本日のプログラム

ある月曜日、16時、川からの風が心地よい足羽川花月橋河川敷、ピーツという笛の合図とともに、子どものための運動教室「We Can 運動教室」が始まります。

『子ども達をいきいきさせたい』との思いから、代表者である松澤さんが、知り合いの陸上関係者等に声をかけ、この教室を始められました。形こそ変化していますが、その活動は10年近くにのぼり、現在、月(2回)・金・土(2回)の週3日、5つのコースに150名近くの子子ども達に参加をしています。

この教室の一番の特徴は、特定の運動プログラムがないことです。「今日は何するの?」「坂ダッシュ今日もする?」子ども達からも声があがります。この日は、まず体操・ストレッチ、走る、坂ダッシュ、キャッチボール、サッカー、リレーとおよそ1時間半の間に様々なメニューを行いました。



坂ダッシュ

とにかく運動を楽しんでもらう

サッカー、野球といった運動教室はたくさんあります。ただ、運動が得意な子どもたちは参加しても、苦手な子どもたちはそういった教室に入ることに、高いハードルがあります。する子はするし、しない子はしない。「子ども達の運動に対する環境は2極化の傾向がある」と松澤さん。苦手な子はどんどん運動から遠ざかってしまっています。

走るのは苦手だけど、ボールを使うことは得意な子もいます。一つに絞らず幅広い活動を通じて、何か好きなことを見つけて運動が好きになってもらいたい。ここでは、山登りもするし、冬ならスキーもする、とにかく運動を楽しんでもらうことを目的にしています。



サッカー

「同じレベルの子と一緒にすると運動も楽しくなる。」と松澤さん。サッカーもリレーも力が拮抗するようチームを組みます。子ども達は積極的にボールを追い、大声で自分のチームを応援する。運動しながら賑やかな声飛び交います。比較ではなく一緒にすることを大切にしています。

この教室では、親にもなるべく参加してもらおうとにしていますが、参加してすぐは、親から離れられない子もいます。でもみんなと一緒に運動をしているうちにできなかったことができるようになる。それが自信になり、どんどん元気になる。運動能力の向上だけでなく、精神面での成長も目を見張るものがあるそうです。

最後にみんなで声を合わせて「うれしい、たのしい、しあわせ、げんき」。河川敷、そしてスタッフの方に向かって「ありがとうございました」と一礼。17時30分、本日の運動教室終了。最後まで子ども達の元気な声が響き渡っていました。

平成27年度

県民社会貢献活動功労者知事奨励賞

公益社団法人小浜市建設事業推進機構

概要

連絡先:小浜市谷田部第2号6番の1
TEL:(0770)52-4803

地域の発展に貢献したい

きれいな砂浜にたくさんの方に
来てほしい

7月4日、小浜市の海水浴場の一つ「人魚の浜」で海開きとなり、浜のにぎわいと利用者の安全祈願が行われました。7月上旬、小浜市では次々と海開きが行われ、海水浴シーズンの到来となります。

人魚の浜海水浴場は市街地から徒歩で行ける身近な海水浴場として人気で、海岸沿いには人魚の像もあり、マーメイドテラスとして親しまれています。毎年、県内外から家族連れなど多くの観光客が海水浴を楽しんでいます。

この海開きの約1週間前、毎年、この人魚の浜と、人魚の浜からほど近いところにある真珠浜の2か所をきれいにするため、清掃のボランティア活動を行っているのが、公益社団法人小浜市建設事業推進機構です。現在、26の小浜市の建設業者が加盟しており、会員の中から40名ほどがこの活動に参加しています。今でこそ活動場所は2か所になっていますが、多い時には5カ所の清掃を行っていたこともあり、その活動は今年で17回目となります。



浜清掃

活動のきっかけは、会の中から、公益を担うものとして何かしていくべきだとの声があがり、自分たちの日頃の活動を活かして考えることを考え、美しい小浜の海を守るため海岸清掃を行うことになったそうです。

人魚の浜は全長およそ400メートルの海岸で、波打際に打ち上げられた葦をはじめ海岸漂着物類を参加者が熊手を使って取り除き、ビーチクリーナーを

使用した砂浜の整地を実施。また真珠浜では砂浜の清掃だけでなく、階段や広場の草刈りなどを行っています。大雨等の影響で川から海に土砂や流木が流れた後かどうかで、海岸の漂着物の量がまったく違うため、毎年、事前の準備調整が欠かせないそうです。「もちろん人の手での作業も必要ですが、特に重機を使った作業は自分たちにしかできない。きれいになった砂浜にたくさんの人に来ていただきたい」と浜のにぎわいに期待を込めます。

災害に向けた連携強化

これまでも災害時の復旧活動に関する協定を小浜市と締結していましたが、平成27年5月に、新たに小浜市と防災活動に関する合意書を締結。災害前にも危険箇所を事前にパトロールし、減災につなげる活動を始めました。

今年も梅雨の時期に市内の山地災害危険箇所のパトロールを実施。4班体制に分かれ各担当エリアの見回りを行い、終了後、報告検討会を開催。危険箇所ごとの危険度を3段階にランク付けし、注意すべき点などを確認し合いました。

「これまでと違い、組織的に活動ができるようになった。市内の安全のために今後もできる限りのことを行っていきたい」と語ってくれました。



パトロール

*より公益性の高い取り組みを行うため、平成28年4月1日に一般社団法人小浜市建設業会から公益社団法人小浜市建設事業推進機構に改められました。

企業から始めるボランティア!

～ボランティア応援企業(団体)認証制度～

福井県企業等ボランティア・社会貢献連絡会(通称「Fパネット」)では、ボランティア活動に積極的な企業等を認証し、公表することで企業(団体)の自発的な取組みを後押ししています。認証企業等の中から功績が顕著な企業を毎年表彰しています。今年度は特別賞として(株)サンワコンを6月30日に表彰しました。

認証企業数33社(平成28年度4月1日現在)



福井県ボランティア応援企業(団体)認証制度
認証ロゴマーク

平成28年度特別賞受賞企業 (株)サンワコン

同社の認証は平成21年度からであるが、平成9年のナホトカ号重油流出事故の以前からボランティア活動に取り組んでいる。自由闊達な社風に加え、社内にあるまちづくり事業部の職員が中心となってボランティア活動を進めてきたことや社内ネットワークを利用した活動報告・ボランティア募集情報を提供してきたことなどから意識が高まり、個人の自主的なボランティア活動が定着してきている。最近では、東日本大震災、熊本地震の際のボランティア活動を始め、様々なボランティア活動にも職員が自主的に参加している。

会社としては、職員への支援やこれまでの活動はもとより、清掃活動場所の範囲を拡げるなどボランティア活動に継続的に貢献していきたいと考えている。

活動内容

- ☑ 使用済み切手・インクカートリッジ・ベルマーク・テレホンカードの回収をし収集体団体に送付
- ☑ 飲料自販機の売上金の一部を緑化推進委員会に寄付
- ☑ 献血車に来てもらって会社として献血に協力
- ☑ 桜の木の害虫駆除や枝打ち、里山の登山道整備への協力



特徴的な点

- ☑ ボランティア活動を理由とした休暇取得が容易
- ☑ ボランティアの募集情報を社内ネットワークで共有し、職員の自主的な活動に繋げている
- ☑ エコキャップ、古切手、ベルマークの収集活動が定着し、自然と支店から集まってくる



ボランティア活動に積極的な企業を募集!

下記のいずれかの取組みを行っていることを要件とし、随時、新規申込みを募集しています。

①【活動企業】……企業としてボランティア活動を実施

- 例1 広域的なボランティア活動……河川・海岸等の環境美化活動等
- 例2 地域や社内での継続したボランティア活動……福祉施設への慰問、地域イベントへの参加等
- 例3 従業員のボランティア活動に対する支援……ボランティア休暇制度の導入等

②【協賛企業・店舗サポーター企業】……ボランティア活動への支援を実施

- 例1 ボランティアポイント制度への協賛……独自の特典・割引の設定
- 例2 ボランティア活動等への寄付(物品を含む)

③【その他】……ボランティア活動促進に資する活動を実施

お問い合わせ先

福井県企業等ボランティア・社会貢献連絡会(通称:Fパネット)事務局
(福井県社会福祉協議会内) TEL:0776-24-4987 FAX:0776-24-0041

NPO法人
設立のすすめ

一限目 法人化の検討

NPOとNPO法人の違いは？

NPOとは、Non-Profit Organization “非営利団体”の略です。
営利を目的とする株式会社などとは異なり、営利を目的としない(※)で自発的に社会的な活動を継続して行う団体のことです。

通常、ボランティア団体をはじめとした市民活動団体などを広く指して使います。

(※)営利を目的としないとは？

株式会社は、利益を上げて株主等に配当すること(営利)を目的としているのに対し、NPOは活動で得た収益は活動の経費(例:会場使用料・印刷代)に充て、お金が残った場合も次に行う事業に充てます。

NPO法人とは、NPOのうち、NPO法(特定非営利活動促進法)に基づく設立の認証を得て、法務局での設立の登記を行うことで法人格を取得した組織・団体のことです。

(会則や事業計画をたてて活動している団体もありますが、法人格がなければ任意団体と呼ばれ、あくまでも代表を中心とした個人の集まりとなります。)

NPO法人となるメリットは？(主なもの)

①団体として契約・登記・口座の開設が可能

任意団体のままでは契約は個人でしか行えません。何か問題が発生した時は個人の責任となり、リスクが大きいことから活動が広げにくくなります。

また、その財産は法律上個人のものであり、本来の持ち主である任意団体には帰属しません。結果、もしその個人が死亡した時は団体が消滅する危険性が高く、継続的な活動は難しくなります。

②社会的信用を得ることができる

任意団体では、財政状況や経営状況が把握しにくいですが、法人となれば、定款や登記簿謄本に目的や活動内容が記載されており、また活動の決算書類の提出・公開が求められているため、透明性が高く、信用度が高いといえます。

※行政からの指定・事業委託を受けるためには法人格が要件とされる場合があります。

法人化によって生じる義務は？(主なもの)

①法令や定款による制約を受ける

法令を遵守することはもちろん、定款に記載された事業内容や目的を変える場合は、県の認証が要り、活動実施までに相当程度の時間を要します。

②所轄庁への様々な書類の提出や、法務局への登記手続きなど、事務処理が必要

③法人の運営や活動についての情報公開が義務付けられています。

設立要件は？

- ①経済的利益の追求が目的ではない。
- ②NPO法に定められた20分野にあてはまる活動である
- ③活動の対象が不特定多数
- ④入会の資格に制限がないこと
- ⑤10人以上の社員(会員)を有すること
- ⑥宗教活動や政治活動を主たる目的とするものでないこと など

1限目 まとめ

法人となることが活動に活かせるか、今後の活動にとってプラスになるのかを十分に検討し、判断しましょう。

ボランティア募集情報

NPO関連情報

●サマーボランティア体験2016
参加者大募集

この夏休み、ボランティアに参加しよう！
福祉施設でのお手伝いや環境保護活動など、豊富な
ボランティア活動プログラムから興味・関心のある活
動を選んで体験してみませんか。

- 【体験期間】7月21日(木)～9月30日(金)
- 【参加対象】福井県内に在住・在勤・在学する小学生高学
年以上(小学生は原則保護者同伴)
- 【参加費用】活動にかかる諸経費(ボランティア保険、交
通費、食事代等)は参加者の自己負担
- 【申込先】福井県社会福祉協議会、各市町社会福祉協議
会、福井市総合ボランティアセンター、ふく
い県民活動・ボランティアセンター、

※体験できるボランティア活動の一覧(活動プログラムガ
イド)と参加申込書は上記申込先の窓口にあります。
活動プログラムガイドはインターネット上でもご覧
いただけます。(http://volunt.f-shakyo.or.jp/か
ら「サマーボランティア体験2016」
をクリック)



問合せ先

福井県ボランティアセンター
(社会福祉法人 福井県社会福祉協議会)
☎ 0776-24-4987
FAX 0776-24-0041
✉ volunt@f-shakyo.or.jp

●NPO法人の会計・税務相談

計算書類の作成や税金の申告などの会計書類につい
て、専門家(税理士)による個別相談会を開催します。

- 【対象】NPO法人または社会貢献活動を行っている団体
- 【開催日】8月3日(水)、9月7日(水)
- 【時間】13:30～16:30の間(完全予約制)
1団体の相談時間は45分程度
- 【相談料】無料
- 【申込み】各相談日の前週の金曜日までに電話かメ
ールでお申込みください(先着順)
- 【協力】北陸税理士会 福井支部

申込み
問合せ先

ふくい県民活動・ボランティアセンター
☎ 0776-29-2522
✉ f-npo-c@pref.fukui.lg.jp

●事業報告書の提出はお済みですか？

NPO法人は、法律により事業年度終了後3か月以内
に事業報告書を所轄庁(福井県)に提出する必要があります。また、役員変更(再任も含む)があった場合は「役
員変更届出書」の提出も必要です。

提出書類の様式は、ふくい県民活動・ボランティアセ
ンターのホームページからダウンロードできます。
(http://info.pref.fukui.jp/danken/npo/)
事業報告書作成時のチェックリストも掲載してあり
ます。そちらもぜひご活用ください。

問合せ先

ふくい県民活動・ボランティアセンター
☎ 0776-29-2522
✉ f-npo-c@pref.fukui.lg.jp

NPO・ボランティアに関するご相談は…

ふくい県民活動・ボランティアセンター

住所 〒910-0858 福井県福井市手寄1丁目4-1
(AOSSA7階)

TEL 0776-29-2522

FAX 0776-29-2523

E-mail f-npo-c@pref.fukui.lg.jp

開館時間 火曜日～金曜日 9:00～21:00
土曜日・日曜日 9:00～17:00

休館日 月曜日、祝日(祝日でも土・日は開館)、年末年始

アクセス JR北陸本線「福井駅」より徒歩1分
えちぜん鉄道「福井駅」より徒歩1分

